

〔廃止〕				
	担当課	事業名	事業の概要	20年度以降の取扱方針
1	企画課	ICカード（ITタウンカード）の運用	今まで住民票や印鑑登録証明書の発行などに限られていた個別のカードを、個人認証の機能を付け加えたICカードを用いることで、図書館利用や市民病院の受付など1枚のカードで多目的に利用できるようにしたものです。	導入実証実験としての位置づけは終了し、利用の少ないサービスから順次中止します。 新規のITタウンカードの発行は廃止します。 図書館や市民病院の受付などは従来の受付方法で対応します。
2	企画課	生活環境指標の製本	各種政策の策定の基礎資料や市民の閲覧用資料として、5年ごとにまとめて製本しているものです。 平成15年度版はA3判、70ページ。都市計画等の情報や学校、公民館、ポスト、公園など34分野について、1分野ずつその所在地等を都市計画図に落として冊子にしています。	20年度より冊子としての印刷製本は廃止します。基礎資料としての必要性があるため、必要な情報収集は行い、その公開などの手段は経費を伴わないことを前提に検討します。
3	企画課	（職員向け）地方分権講演会	地方分権に対応した自治体運営の推進を目指し、主に職員向けに講演会を開催しています。講演の内容は先進的な取り組みに関する理解を深めるもので、年1回開催しています。	主に職員向けの事業であることから、必要な講演会等は職員研修のなかで開催していきます。 なお、地方分権の市民へのPRは引き続き行っていきます。
4	企画課	防災メールマガジン	防災に関する情報を、受信を希望してeメールアドレスを登録した市民などに、定期的にeメールで配信します。	市民情報課において、同様にeメールで市政に関する情報を市民などに配信しているため、防災に関する情報はそこに適宜掲載することとし、「防災メールマガジン」は廃止します。
5	企画課	電子申請システム	インターネットを利用して、市民や企業からの各種行政手続き・届け出ができるシステムを導入しようと研究中です。	個人認証の課題等、多額の投資をして導入しても現段階では多くの利用が見込めない状況です。検討時期は社会情勢をみながらとします。
6	企画課	共有空間データベースの構築	都市政策課や税務課などで個別に管理している地理情報システム（GIS）を統合しようと研究中です。	現在個別に管理している地理情報システムは互換性がなく、現段階ではそのまま統合することは困難です。また、新たに構築する場合、多額の経費を要します。今後技術革新が進む分野であり、当面構築を見送ることとします。
7	企画課	個別計画策定ガイドラインの作成	市の各部署が策定している個別計画のあり方や進行管理方法の指針を作成しようとするもので、現在研究中です。	計画策定時の市民参加や総合計画と基本的な計画との関連性等、最低限のルールは明文化されているため、必要性について検討しますが、作成はしません。
8	企画課	政策決定ルールの要綱の作成	政策形成の方法やルール等を要綱に定めようとするもので、現在研究中です。	現在6次総を策定中であり、政策形成方法も見直しをする予定です。最適な方法が見つかるまでは試行錯誤が続くため、現段階での必要性について検討しますが、作成はしません。
9	企画課	保健・福祉・医療ネットワークシステム	保健・福祉・医療情報の一元管理を行うことを目的に導入したシステムです。健診データの管理として活用しています。	健診データ以外の利用は廃止とし、それ以外に要する維持経費等は支出しません。

10	文化と人権の課	みちくさ作文コンテスト	スローライフ運動推進の一つとして「みちくさ」をテーマにした作文コンテストを実施し、受賞作を冊子としてまとめています。過去2回実施しました。第2回の冊子はA5判、91ページで1,000部を作成し、300円で販売しています。	作文コンテストの実施と冊子の作成は廃止します。ただしスローライフに対する市の考え方や関わり方は検討していきます。
11	文化と人権の課	チルドレンズミュージアム、子ども情報誌(夢ネット)	子どもが遊びや体験を通して様々なことを学ぶ機会を提供し、その情報を情報誌「夢ネット」で提供しています。年4回、各回15,500部発行しています。	既存の媒体等で情報提供を行うことを検討します。
12	市民情報課	施設見学会	市民の皆さんに市政への関心を高めていただくため、警察署、消防署、浄水場など官公署等を中心に施設見学会を実施しています。親子が気軽に参加できるよう毎年夏休みに開催しています。	参加者が減っていることや、各事業所でも見学会が行われているため、当初の役割は終了したものとして廃止します。 見学会の代わりに、おとどけセミナーなどをご利用いただくことで市政PRに努めます。
13	健康福祉政策課	持続可能な地域社会づくりプロジェクト	多治見市では、少子高齢化の推移とそれに伴って変動する行政需要を予測し、想定される変化に対応した施策のあり方を検討するために、H13～14年度に「高齢化に伴う需要予測調査」を行いました。その結果、予想を大きく上回る急激な少子高齢化と人口減少が見通されたことから、急激な人口減少を避け、少子高齢化時代に対応していくための方策を検討するため、H15年度以来、「持続可能な地域社会づくり」について、調査・研究し、市政運営に反映させてい	「持続可能な地域社会づくり」のための調査・研究は、完了したものとみなし廃止します。今後は、各分野において研究資料を活かした施策展開を行っていきます。
14	福祉課	保健・福祉・医療ネットワークシステム	福祉課の福祉情報システムや保健センターの検診業務システム等の情報を共有することで、相談業務等を的確に行えるようにするものです。また、福祉情報等を福祉センター等市役所以外の施設で閲覧できるようにするものです。	保健センターの検診業務システム以外は廃止します。
15	環境課	ISO取得促進補助事業(埋立税事業)	市内に事業所を有する中小企業者が、ISO14001の審査登録を新規で受ける場合、審査登録機関に支払う費用の一部を補助するものです。(上限500千円/件) ISO14001は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム(環境マネジメントシステム=EMS)を規定したものです。	ISOの認証を取得したあとも審査、更新等の費用がかかるため、取得時のみの補助では取得促進の効果が薄いこと、また、ここ数年の補助実績が毎年1件以下であることから、財源である一般廃棄物埋立税の廃止に伴い、補助金の制度を廃止します。
16	環境課	生ごみリサイクルシステム基本計画(生ごみリサイクル施設建設計画)の策定	循環型社会システム構想B段階の達成のため、生ごみリサイクル施設(バイオマス施設)を建設し各家庭(全市対象)から排出される生ごみを一括処理することを目的に、生ごみリサイクルシステム基本計画を策定するものです。この計画では、各家庭の生ごみの分別排出および収集の計画とともに新しい生ごみリサイクル施設の建設を予定しています。	本市として生ごみリサイクルへの取り組みは継続が必要です。ただし、生ごみリサイクル施設建設は、コストが掛かる上、生ごみの分別排出等、市民への負担も増えるため、見送ることが妥当と考え、現時点での生ごみリサイクルシステム基本計画の策定は行わないこととします。当面は、生ごみ堆肥化のモデル事業を継続し、生ごみ減量に対する市民意識の醸成を図りながら、各家庭での減量・再資源化

17	環境課	循環型社会システム構想関係費 (里帰り商品の製作)	市内で廃棄された資源(ペットボトル、紙等)をリサイクルして、里帰り商品「じゅんぐり」として販売しています。具体的な商品としては、紙パックはさみ、ガス抜きマウス、キャップはずし、トイレトペーパー等があります。	里帰り製品は、少量生産のため、一般の製品に比べ、製造コストが高いのが現状です。また、最近では、商品の売り上げが少なくなっており、里帰り商品は一定の役割を終えたと考えられます。このため、現在の在庫がなくなり次第、廃止することします。
18	商工観光課	中小企業振興対策事業	市内事業所社員の経営、管理、職場運営等のスキルアップを支援することを目的に、中小企業大学の受講料を半額補助するものです。 18年度:12件、318千円	本来、企業の自主努力によるものとして、中小企業大学校受講料補助は廃止します。 笠原町商工会の「情報化モデル事業」への補助を見直し、他の補助との整理統合を図ります。
19	商工観光課	陶の国チャレンジプラン事業	美濃焼等のPR(例えば、ナゴヤドームのドームやきものワールドでステージイベントやロクロ実演を実施)を目的に、東海4産地(美濃・瀬戸・常滑・四日市)の行政と業界が連携してPR事業を実施するものです。	事業の実施主体が業界主導ヘシフト中であり、最終的に行政の手から離れる見込みです。
20	商工観光課	ISO9001取得補助	ISO9001とは、企業などに対する品質管理・品質保証のためのマネジメントシステムの国際規格です。 市内中小企業がISO9001を取得する際の費用へ補助するものです。	市民ニーズがないため補助を廃止します。
21	商工観光課	案内看板の設置 (市之倉オリベストリート)	市之倉オリベストリートに観光用の案内看板を設置しようとするものです。	核施設となる市之倉さかづき美術館の設立等により、当初の看板設置の必要性がなくなったので、事業費は発生しません。
22	商工観光課	TICイベントフェスティバル協賛イベント	TICは県内の伝統的産業都市(高山、関、美濃、瑞浪、多治見)が連携して事業を実施するもので、国際陶磁器フェス	すでに休眠イベントであるため、廃止します。
23	都市政策課	JR古虎溪駅の切符販売事務	古虎溪駅はJR東海の管理上では「無人駅」とされていますが、駅利用者の利便性等を考慮し、多治見市がJR東海から切符を購入し、地元の方に販売業務を委託しています。	当初は駅舎やトイレの清掃等も委託していましたが、近年ではJR東海の委託業者が清掃等を請負っていることや切符の販売額が減少傾向にあり、第5次行政改革大綱において事業の廃止が決定されたので、この決定に従って事業を
24	都市政策課	JR太多線周辺の整備計画(実施計画策定)	交通渋滞の緩和や環境への負荷を低減するため、JR太多線駅の周辺に自家用車から鉄道への乗り換えに必要な駐車場等の整備計画を策定します。	交通渋滞の緩和を目的に策定しているTDM計画(鉄道やバス交通の利用を促したり、交通が集中する時間を分散させたりして交通渋滞の緩和を図る計画)の中で、総合的に検討するため、単独で予定したJR太多線駅周辺整備計画の策
25	都市政策課	道路、駐車場の情報提供システム導入計画策定	中心市街地の一時預り駐車場の満空情報を電光掲示板により案内することで、路上における駐車違反を削減し、スムーズな車の流れを確保する計画を策	システム導入の市民ニーズもなく、案内に必要な時間貸し駐車場も思ったように増えていないことから、計画策定を廃止します。
26	都市政策課	公共サイン管理システム導入	市が設置し各課で維持管理している施設の案内看板を、電子台帳により一括管理するための新しいシステムを導入するものです。	システムの導入を取りやめ、現存する屋外広告物管理システムを利用した電子台帳管理、もしくは紙の台帳による管理とします。
	建築住宅課	住まい、まちづくり	良好な住まいづくりに関する知識と理解を深めていくために市民を対象としたセミナーを開催するものです。	これまでは市が主催し市内にある建築関係の業界団体が協賛するかたちでしたが、業界団体自らが主体的に実施していくべき事業内

27	建築住宅課	住まいの暮らしセミナー	18年度は「環境にやさしい住まい・まちづくり」をテーマにして、地元の建築士の方等による講演や相談会を開催しました。	容であるため、市が主催するセミナーは廃止します。平成20年度以降に業界団体が同様のセミナーを行っていく際には市として協力していく方針です。
28	教育総務課	特色ある学校づくり事業	小中学校で取り組む特色ある学校づくり事業を募集し、公開審査で選考します。対象事業経費は300万円、期間は2年間を上限として補助を行います。	特色ある学校づくり事業としての補助制度は廃止します。ただし、平成19年度選考された事業のうち、2ヵ年事業は平成20年度も補助を平成18・19年度で選考された事業の取組状況をまとめ、全校で取り入れる事業については事業化を検討します。
[縮小見直し]				
	担当課	事業名	事業の概要	20年度以降の取扱方針
29	人事秘書課	特派員制度	多治見市出身者等で大都市圏に在住される方を「特派員」に任命し、他自治体の情報等の収集と本市の情報の発信をするものです。 現在、特派員は関東で37人、関西で16人。年1回、特派員会議を開催しています。	新たな人材を発掘し、特派員制度を再構築します。
30	人事秘書課	職員派遣、人事交流関係事務(国省庁への派遣)	職員の人材育成を目的に、国の省庁等へ職員を派遣するものです。 今年度は、実務研修として環境省、中小企業庁に1人ずつ、岐阜県に1人が赴いています。	費用対効果の面から、人材育成の一環として今後も職員の派遣を継続するか検討します。
31	人事秘書課	目標管理制度	毎年、組織と職員個人の目標を設定し、その目標についての達成度(実績)並びに目標達成過程で確認された職員の能力等を公平に評定する制度です。	職員の能力や業績等をより適正に評価できるよう制度を見直すなど継続的な改善を図ります。
32	企画課	岐大サテライト講座、連携大学との共同事業	現在、立命館大学、中部大学、名古屋工業大学、岐阜大学とそれぞれ協定を締結しており、相互連携の体制があります。 特に岐阜大学とは学習館との間で双方のテレビ会議システムを設置し、岐阜大学のサテライト会場として一般開放講座を学習館で受講することができます。	岐阜大学サテライト講座は、開設講座数や受講者数の推移を把握し、岐阜大学、学習館とも協議をしながら、効率的な講座の運営を検討し、経費縮減を図ります。 その他の大学連携については、連携体制そのものに費用は発生しないため継続し、必要に応じて予算措置を行います。
33	企画課	市民向け予算書(わかりやすい予算書)	予算について市民にわかりやすく説明するため、重要施策の予算の説明について冊子としてまとめたものです。19年度ではA4版82ページです。	市全体の財政情報の掲載を中心にすえた構成に見直します。掲載事業については絞込みをおこない、重点的に取り組む事業をよりわかりやすくします。それらにともない、ページ数を削減し、経費縮減
34	企画課	防災マニュアルの更新	避難場所や災害危険箇所、災害時の対応等について市民に周知することを目的に、平成14年度に作成し全戸配布したマニュアルを、市民からなる委員会において検討し、改訂、印刷し、全戸配布更新するものです。	全戸配布については、ただマニュアルを配布しても啓発効果が薄い ため、マニュアル作成後の内容周知の方法を検討することとし、全戸配布という配付方法について見直します。併せて内容についても見直し、印刷部数及びページ数を削減し、経費縮減とします。

35	企画課	情報センター	市民にパソコン等の知識や活用方法を周知するために設置した施設の管理運営費用です。	市民ボランティア等によるパソコン講座は継続し、パソコン初心者への知識普及に努めます。民間での講座やインターネットカフェ、各家庭へのインターネット普及状況を見ながら、施設の利用方法を見直し、維持管理経費を節減します。
36	企画課及び所管課	公の施設の管理 (3年) 土岐川観察館、勤労者センター、駐車場ほか (5年) 市民の里、文化会館、文化工房、学習館、産業文化センターなど	多治見市では、平成18年度より公の施設の一部に指定管理者制度を導入しました。指定管理者制度とは、公の施設の管理を市直営や市の外郭団体のみならず、民間企業やNPOでもできるようになり、競争により管理者を決定できるものです。	第三セクターが指定管理者となっている施設をはじめ、指定管理者の更新の際に、継続の有無や統廃合等を含めた施設の方向性を個別に検討します。
37	文化と人権の課	国際交流協会事業	国際化の推進等を目的に平成11年に設立した国際交流協会の事業への助成しています。主な事業は国際理解講座や日本語講座の開催、通訳ボランティア、ホームステイを通じた文化交流活動などです。	国際交流協会の自主的な活動を支援し、自立を促します。
38	文化と人権の課	国際交流の推進(アーティスト・イン・レジデンス事業)	地場産業の活性化と国際交流の推進を目的に、海外陶芸家を招いて、市内で作陶と発表等を行ってもらいます。	引き続き実施するか廃止するかを検討します。
39	文化と人権の課	姉妹都市中学生相互派遣事業	姉妹都市テラホート市との交流と中学生が国際理解する機会提供を目的に、相互にホームステイを行っています。	姉妹都市との交流事業としての意義を考慮しながら、派遣学生への補助額を検討します。
40	文化と人権の課	「たじみの自然展」への助成	5年に一度、多治見の自然を紹介する自然展を開催し、自然を紹介する冊子を作成しています。	市の委託事業から補助事業とすることで、経費の縮減を図ります。
41	文化と人権の課	「夏まつり」への助成	「みんなでてりゃあ夏まつり」のイベント、ござっせ(踊りのコンテスト)、かつがっせ(みこしの練り歩き)等を開催しています。	関係団体と協議し、事業内容の見直しを行います。
42	文化と人権の課	文化振興計画の策定(市民アンケートの実施)	市の文化政策に対する姿勢や指針を規定する「文化振興計画」を策定しようとするものです。	今年度の市民アンケートは実施します。計画という形にはとらわれませんが、文化振興のための方針は必要と考えています。
43	市民情報課	インターンシップ事業	自治体の職場研修の機会として大学生の実習生を受け入れています。 各課での実習を通じて、地方自治の研究や多治見市の取り組みを理解していただき、市政PRにもつなげていこうとするものです。 18年度は15の大学から56人の実習生が訪れました。	実習生の質の向上を図るため、先着順での受付を書類や面接での選考とします。 また、受け入れ体制を個別の対応とせず、共通のプログラムとすることで効率化を図ります。
44	市民情報課	市民活動交流支援センター	NPOやボランティア団体の交流・支援を行うための施設で、NPOの組織運営やボランティア活動の相談、ボランティア・NPO活動に関する講座の開設、センター事業や市民活動などの情報提供をしています。	市民活動の支援は重要であり、業務内容は見直しません。 センターが借家であるため、家賃などの経費ができるだけかからない場所を検討します。

45	市民情報課	地区懇談会	市政情報の提供と市民との意見交換を目的に、各小学校区で年間2回開催しています。 1回は市長が出席し、重要な施策について意見交換しています。(18年度は行政改革、19年度は総合計画をテーマに開催) もう1回は開催する各校区からテーマをいただき、意見交換をする会としています。	より多くの市民に市政に関心をもってもらい、懇談会を有意義なものとなるよう、開催方法を継続的に改善していきます。
46	総務課	公用バスの取扱い	市民活動や行政活動等のために公用バスを運行します。	運用コスト削減のため、大型バス(40人乗り)を廃止します。
47	財政課	市民向け決算書(わかりやすい決算書)	「わかりやすい予算説明書」に掲げた事業の決算状況を第5次総合計画基本構想の体系ごとにまとめ、わかりやすい表現で冊子にしたもので毎年作成している。議会や区長会、中学校、市内各施設に配付しています。	実施した事業の内容、達成状況、成果などをわかりやすく表記していく。冊子の配布先やお届けセミナーでの活用など、有効的な利用方法について検討します。
48	財政課	コスト削減チェックリスト	公共工事のコスト削減に向け、計画段階と施工段階の両面でチェックします。単に工事に要するコストにとどまらず、完成後の維持管理費を抑制できる設計や工事に要する時間的コストなど多面的な取り組み内容が含まれています。	22年度までの削減目標をすでに達成しているため、さらなる削減目標やチェックの方法について検討します。
49	福祉課	地域福祉活動促進事業	重度障害者及びその介護者の経済的、身体的負担軽減を目的として、紙オムツ等の日常生活用品の購入費用を、最高で月に11,000円を上限として支給します。また、在宅の身体障害者の自立に役だてるため、パルスオキシメーター等の先進的な福祉機器の購入費用を	紙オムツ等の助成対象年齢を見直すとともに、効率の良い給付方法を検討します。
50	福祉課	老人福祉センターの入浴サービス	高齢者の福祉・健康の増進及び生きがいづくりを目的に、総合福祉センター及びサンホーム滝呂において浴場を提供	利用者の意見を聴きながら、施設に大規模修繕等が必要となったときに、廃止も含め検討する。
51	福祉課	80歳以上の区開催敬老会の見直し	多年にわたって社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、各区で実施している80歳以上の高齢者を対象とした敬老会事業へ助成します。	市主催事業から区主催事業に変更するとともに、補助対象を会食等を伴う事業の実施のみとして、記念品等の配布については対象外とすることについて、区長会と協議した上で見直しを検討します。
52	保健センター	健康カレンダー	保健センターが翌年度に予定している乳幼児検診や母子健康手帳の配布など各種検診や行事の日程をまとめて、全世帯に配布しています。配布方法は広報紙のページ折り込みを利用してい	全戸配布の必要性の検討や、簡潔でわかりやすい掲載に努め、カレンダー作成にかかる経費を削減します。
53	保健センター	高齢者インフルエンザの自己負担助成	65歳以上の高齢者が行うインフルエンザ予防接種に係る助成です。助成金額は2,500円です。	関係機関と協議を行い、補助額、対象者、実施時期等を見直します。
54	保健センター	前立腺がん検診助成	50歳以上男性の前立腺がんの早期発見を目的に受診する「前立腺がん検診」への助成です。助成金額は1,500円です。	関係機関と協議を行い、補助額、対象者、実施時期等を見直します。
55	環境課	環境マップ	多治見市のホームページ上で、環境等に関するさまざまな情報を地図に表示して提供するものです。提供している情報には、リサイクルステーション、ビオトープ、樹木の分布、魚類調査、寺社等の情報、市内のライブカメラの映像等があります。	24時間いつでも環境関連情報を入手できる手段であり、提供するデータの内容精査を行い分かりやすいものとするとともに、常に最新情報を表示するよう、担当部署等で随時更新を行います。

56	環境課	あっちっちサミット(埋立税事業)	夏季に高温を記録する自治体間で、その対策について協議するとともに、シンポジウムの開催、イベントを通じて情報発信を実施します。	「あっちっちサミット」という名称は周知されてきたため、その名称を継承しながら、インターネットなどより効果的な情報提供手段を考えていきます。参加自治体とは連絡を取り合いながら、最高気温記録を更新したことに関するような新たな自治体間連携を模索します。また、イベント(普及啓発)については、NPO、市民団体が中心となって開催できるよう支援していきます。
57	環境課	生ごみ堆肥化補助金	家庭で生ごみ堆肥化機器を購入する際に、購入費の2分の1(限度額2万円)を補助するものです。	循環型社会システム構想のB段階の生ごみ減量化の手法の1つであるため、基本的には継続して実施します。ただし、再申請は6年経過後となっていますが、その使用期間を勘案し期間を長くすることや限度額の引き下げ等を検討します。
58	環境課	リサイクルステーションの職員立ち番	毎年4月から5月にかけて、職員がリサイクルステーションの立ち当番をし、正しい分別排出の指導及び地域住民とのコミュニケーションを図ることにより、23分別の円滑な実施を推進するものです。	平成12年より実施している23分別は、年月をかさねるごとに定着してきているため、職員による立ち番についても回数を減らすなど、徐々に縮小することを検討します。
59	環境課	公共事業事前環境影響評価要綱の見直し(環境チェックシート)	環境への負荷を最小限に抑えるため、市が実施する公共事業の計画、実施に伴う環境への影響の調査及び評価を各事業毎にチェックシートを用いて事前に行うものです。	職員の事務的な負担を軽減しつつ、環境配慮が徹底されるよう、チェックシートの様式を中心に、制度の見直しを検討します。
60	商工観光課	国際陶磁器フェスティバル	昭和61年度から3年ごとに開催されており、来年度は第8回を開催予定。陶磁器文化やデザインの高揚を目的に開催する「国際陶磁器コンペティション」を中心とした世界的な催事です。岐阜県の助成を受け、3市で共同開催しています。	平成20年度の第8回は実施します。多治見市単独の開催や国レベルの事業への働きかけなど、第9回以降については在り方を議論していきます。
61	商工観光課	陶産地地場産業販路拡張対策事業(かまぐれ祭り、陶の里フェス等への助成)	笠原や市之倉等の陶産地で美濃焼のPRを目的に開催するイベント等への助成です。各イベント助成の19年度当初予算は次のとおり。 陶の里フェスティバルin市之倉 1,440千円 かさはら窯ぐれまつり 3,000千円	行革の縮減計画では、「各事業の補助のバランスを検証し、かさはら窯ぐれ祭りについて自主運営を促すとともに、補助金を減額する」としており、計画に従って見直し中です。
62	商工観光課	美濃焼PR事業費(風鈴の作成、「美濃焼たじみ」の発行)	美濃焼のPRを目的に作成する陶磁器製の風鈴とPR誌「美濃焼たじみ」の経費です。 風鈴 1,000個作成 PR誌 年2回 各12,000部作成	当初、風鈴や情報誌の作成は、美濃焼PRの一環としておこなわれていましたが、現在、風鈴は多治見のおみやげとして定着し、情報誌は産業観光の情報も多く盛り込まれています。よって、観光振興事業として位置づけ直すとともに、制作数等を見直して縮減を図っていきます。
63	商工観光課	市制記念関連事業助成(花火大会等)	市制記念花火大会や七夕まつりへの助成です。それぞれの助成額の19年度当初予算は次のとおりです。 花火大会 5,850千円 七夕まつり 1,440千円	七夕まつりについては、縮減案のとおりに見直しを実施中です。 花火大会は市民との協議により実施しているため、現状での内容を継続していきます。

64	商工観光課	商店街振興対策事業	中心市街地商店街の防犯灯を兼ねた電灯料の補助と、笠原地区の小売商業者の活性化と振興のため商工会へ補助するものです。	笠原商工会のまちづくり補助については、笠原商工会への他の補助と合わせて整理が必要縮小します。
65	商工観光課	発明工夫奨励事業	発明工夫の奨励と科学技術の振興を図ることを目的に開催される「発明くふう展」(小中学生などによる作品と絵画の展示)への助成です。	市として実施すべき事業であるか検討します。
66	商工観光課	商工業団体育成事業	商工会議所や笠原町商工会、岐阜県中小企業団体中央会などの商工団体への補助です。	産業界の自主性を期待し、見直しを進めます。
67	商工観光課	セラミックパークMINO自主事業特別会計負担金	セラミックパークMINO(H14年東町にオープン。展示場や会議室、美術館等からなる複合施設)の施設運営や派遣職員人件費、自主事業(オリベックスや陶芸作家点等)の開催に係る費用の多治見市の負担金です。	負担割合があるので、県・2市との共同歩調が前提となりますが、引き続き縮減を求めています。
68	商工観光課	全市的催事助成(陶器まつり、茶碗まつり、笠原陶器まつり、美濃民芸陶器の里まつり、多治見まつり)	美濃焼や多治見のPRを目的に開催する「陶器まつり」等の催事への助成です。それぞれの助成の19年度当初予算は次のとおりです。 多治見陶器まつり 2,025千円 美濃民芸陶器の里まつり 648千円 笠原陶器まつり 270千円 たじみ茶碗まつり 810千円 たじみまつり 1,890千円	すでに縮減中ですが、地域や主催者の主体性に期待し、公費の負担を引き続き見直していきます。
69	商工観光課	中心市街地出店者支援((空き店舗)家賃補助制度)	中心市街地商店街の賑わい創出支援を目的に、空き店舗で出店する店主等へ家賃の一部を補助するものです。 18年度補助:41件、12,855千円	中心市街地活性化を目的とする補助ですが、補助金の交付期間満了後に中心市街地にとどまらない事例が多く、活性化施策として機能する制度に見直します。
70	商工観光課	「まちの小さなミュージアム」マップの更新及びHPの更新	「まちの小さなミュージアム」として助成した店舗等の情報をマップにしたりホームページへ掲載したりするものです。	専用のマップでなく、他の観光マップ等との統合することを検討します。
71	商工観光課	勤労者センター	勤労者の研修等を目的に設置した施設の管理運営を行います。 所在地:多治見市幸町 建築年:昭和59年	指定管理期間満了後の21年度以降の管理方法を今年度中に検討、決定します。
72	商工観光課	勤労青少年ホーム	勤労青少年の福利厚生を目的に設置した施設の管理運営します。 所在地:多治見市弁天町 建築年:昭和43年	昨年度より商工観光課の直営で施設管理を行っていますが、来年度以降の市民との協働による管理方法を今年度中に検討、決定します。
73	都市政策課	みちくさマップの作成(笠原地区)	地域住民のみなさんと協働して地域の景観資源などを地図上に掲載した「みちくさマップ」を作成しています。まちづくりへの市民参加やまちづくりリーダーの育成を目的に、今までに「池田みちくさマップ」「高田小名田みちくさマップ」を作成しました。	都市景観の向上や市民意識の向上を図るためにも今後も作成に取り組めます。ただし、今まで県外のNPO等に事業を委託し作成してきましたが、委託先を検討することで経費の削減を図ります。
			道路は日常生活の通行の他に、建物の通風・日照の確保、火災時の延焼防止などさまざまな機能を持っています。建築基準法では幅4m未満の道路について、その道路の中心から両側に2mの範囲を道路と見なし建物の建築や門・塀の設置を制限することにより、道路の機能を発揮するようにしています。	現在は建物の敷地のうち道路とみなす部分を分筆し買収、又は使用貸借契約をすることにより道路用地の確保及び道路整備を行っています。また、道路とみなす部分に存在する既存の門・塀等の撤去や移転の助成を行っています。

74	開発指導課	狭あい道路整備	市では将来的にすべての建物が幅4mの道路に面するよう、幅4m未満の市道に面した土地に建物を建築する際、道路と見なす土地について、その土地の所有者及び建築主と市で協議を行い、幅4mの道路となるよう道路用地の確保、道路整備及び既存の門・塀等の撤去、移転に助成を行う事業です。	しかし、不動産登記法が改正され、土地の分筆の手続きが煩雑化し、限られた予算内での対応が困難となり、買収による道路用地の確保、道路整備が進展していない状況です。 今後は幅4mの道路を確保するために、買収又は使用貸借契約を行わなくても、建築主が道路とみなす部分を適正に確保した場合に、門・塀等の撤去及び移転の助成、道路となる部分の土地についての減税措置が行えるよう制度の見直しを検討します。
75	農と緑と公園の課	農業祭	毎秋セラミックパークMINOにおいて開催しており、約1万人の来場者があり実行委員会は、市、JA、農業者団体、市民団体から構成されており、市とJAから150万円ずつ合計300万円で事業を受託しています。	補助限度額は据え置きますが、催事内容の一層の充実をはかり動員数を増やす方向で、来年度以降事業の見直しを図っていくよう、実行委員会へ働きかけます。今後、事業運営への市の主導的関与の度合いを下げ、実行委員会の主体性を高めることで、人件費も含めた公費の負担割合を相対的に下げていきます。
76	農と緑と公園の課	花づくりコンクール事務	19年度から岐阜県花飾りコンクールが廃止されたため、花づくり市民活動を奨励する貴重な機会となっています。市内の個人宅や公共的な空間で花を飾り、美しい生活環境を創り出している個人・団体・企業を対象としており、18年度は49件の応募をいただきました。	参加者の拡大を図るため、広報やホームページを活用するほか、申請の電子化、部門の多様化などを検討します。
77	農と緑と公園の課	民有地緑化補助金交付・工事施工(埋立税事業)	市街地の緑被率30%を目指し、民有地での緑化を支援する事業です。補助金制度と工事施工の2本柱で実施して18年度は樹木購入費2件178千円、シンボルツリー1件30千円となっています。	補助対象者と支援制度について見直しを図り、より多くの対象者が使いやすい制度とします。また、ゴーヤ緑化等、高気温化対策に効果的な緑化資材の提供も拡充します。
78	農と緑と公園の課	児童遊園の適正管理(借地分)	市街地の緑被率30%を目指し、民有地での緑化を支援する事業です。補助金制度と工事施工の2本柱で実施して18年度は樹木購入費2件178千円、シンボルツリー1件30千円となっています。	白山児童遊園は区画整理により同一区域内に新しく公園が整備されるため、完成にあわせ廃止の検討を行います。その他の児童遊園については、現状把握を行い、利用形態の見直し等、地元と検討を行います。
79	農と緑と公園の課	国際陶磁器フェスティバル関連花飾り (沿道花飾り)	国際陶磁器フェスティバルの開催にあわせて、市内主要道路の沿道で、市民参加により植栽を実施しています。前回(17年度)は委託料・原材料費等で3,172千円を支出しています。	フェスティバル期間の花飾りについては、主催事務局との協議の上、予算・方法等を検討します。3市共催事業として行われるものであるため、フェスティバルの事業費の中で予算計上すべきもので、なお、花飾りの推進については、市民のまちづくり活動の一部として意義があると認識。材料調達・配布についての方法については改善を進めます。
		交通安全里相普	東濃地区交通安全協会多治見支部の運営費に対する補助金です。	交通安全協会多治見支部の運営費に対し補助を行うのではなく、実

80	建設総務課	交通安全協会補助金	協会では年4回実施される交通安全運動での交通安全思想の普及・啓発活動、各小学校区における街頭指導活動、市などが行う諸行事における交通整理等を行っています。	施された事業（活動）に対して補助を行うよう検討します。
81	建設総務課	職員の交通安全街頭啓発	交通マナーの向上、交通安全思想の普及を目的に、年末の交通安全運動期間中に7日間にわたり、職員が市内主要交差点16箇所街頭啓発活動を実施します。	長年にわたり実施してきたが、今までどおり実施する場合、1日当たり64人必要であり、開始時に比して職員数も減少した現在では、事務への支障も考えられるため、廃止も含めて実施方法を検討します。
82	道路河川課	めだかの学校構想整備事業	市民参加にてビオトープを整備する際の材料支給等の費用で、これまで市内に7箇所、市民と協働で整備を行いました。平成17年度からは、学校、地域、ボランティア団体等に原材料を支給し、協働作業でビオトープを造りを行い、整備後は地域の方々を中心として管理を	市民と行政との協働作業が評価されている事業です。材料支給については、新規整備を対象としていた支給制度を、整備済み（ビオトープ）施設も対象範囲とした材料支給の見直しを行います。
83	建築住宅課	住まい・まちなみ研究会（デザイン・ガイドブックの発行）	市民がまちづくりにつながる良好な住まいづくりを行う際の参考書を、市民や事業者の委員で構成される住まい・まちなみ研究会が作成するものです。研究会ではこれまでに住まいづくりの手引書を平成15年度に作成し、平成20年度はその続編としてまちづくりにつながる良好な住まいづくりの事例をまとめたデザイン・ガイドブックを作成・製本するもの	これまでに研究会が継続的に取り組んでいるデザイン・ガイドブックの作成・製本までは現在の研究会組織で事業を行っていますが、その後は研究会の組織について見直します。
84	下水道課	排水設備設置補助助成事業	旧笠原町の公共下水道への早期切替を促すため、排水設備の設置費用を補助しています。 補助額 2万円（受益者負担金1単位30万円に対して）	下水道基本計画を策定するまでに見直します。（合併協定の通り）
85	下水道課	内水対策チェックシート	公共事業を実施する際に雨水を貯留や浸透させる施設を設置（内水対策）することについて確認する事務です。	事務の効率化のため、環境チェックシートと一体化するなどの簡素化を検討します。
86	地域振興課	校区青少年まちづくり市民会議の活動支援（笠原校区）	笠原地域の青少年健全育成活動の推進を目的に、子どもを主体とした行事等を実施する「青少年まちづくり市民会議」の活動を支援します。	将来的に他校区の市民会議と同じ支援体制となるように調整していきます。
87	地域振興課	笠原地区情報誌「あしすと」の発行	笠原地域等の情報を提供することを目的とした情報誌「あしすと」の発行をしています。 毎月1日号の広報たじみに折り込んで、笠原地域の各世帯に配布しています。	20年度から「あしすと」発行は笠原中央公民館の指定管理者へ移管し、公民館事業を中心にした内容で編集します。
88	地域振興課	美濃焼タイル展・セラミックタイル美濃出展支援	美濃焼タイルのPR及び販路拡大を目的に、東京地区で開催する「美濃焼タイル展」への出展や費用への支援をしま	商工観光課と連携し、他の支援事業とのバランスをとっていきます。
89	地域振興課	笠原地域交流事業（「いこまい祭り」等の運営費）	旧笠原町が実施してきた「いこまい祭り」、「スポレク」等の催事を継続するための運営費に使われます。	地域の主体性に期待し、公費の負担を見直していきます。
90	教育総務課	余裕教室の転用、開放	一定の要件を満たした教室を余裕教室として取り扱い、その転用や開放を進めることで、「開かれた学校づくり」を目標とした学校財産の有効活用を行います。	「余裕教室」の市としての定義化を行い、転用する場合の目的や開放方法、学校との協議、地元PR等に関する研究を行います。（「財産処分」を必ずしも伴うものとはしません）

91	教育総務課	総合型地域クラブ設立への支援	総合型地域クラブの設立にあたっては、生涯スポーツ意識の啓発が必要だと考えています。いろいろな方法で生涯スポーツの啓発を行い、総合型地域クラブを選択する地域については、設立や運営方法等について技術的支援を行	クラブ設立は生涯スポーツ振興の環境整備には有効な手法であり、設立希望地区・団体には支援は必要だと考えています。ただし、運営補助は廃止します。
92	学校教育課	開かれた学校フォーラム	教職員及び保護者が教育について研修、意見交換することを目的としたフォーラムです。	在籍する学校以外の学校や他の教諭の取組について、教諭の情報共有化を図るための非常に有効な取組であり、継続します。ただし、外部講師の出講費等を削るなど、少額な経費で学校現場に活かせるようなフォーラムとなるように
93	予防警防課	出初式の開催	広く市民へ防災意識の啓発を行い、消防職団員の士気高揚を目的に消防出初式を開催するものです。平成19年1月7日には、産業文化センターで式典を行い、土岐川河川敷で雪の中、櫓のもとで演習・訓練・一斉放水を行いました。	河川敷での櫓設置の許可が困難なため、櫓のあり方について検討しています。この櫓を見直すことにより、経費を縮小します。